

和化漢文資料の疑問表現における助字の用法

—「歟」字の使用をめぐる—

磯 貝 淳 一

はじめに

疑問助字「歟」字が特に疑惑表現として単独で文末に使用される用法は、記録語文に特徴的なものであること、またこの用法の存在が「和漢混淆文に与えた記録語文の影響を論ずる際の一つの論拠になろう」ことは、夙に峰岸明氏が平安時代記録資料の疑問表現の調査を通じて明らかにされたところである。⁽¹⁾ 峰岸氏の論は、記録語文の文体的特徴の記述及びそれが他の文体に及ぼした影響を考える上で重要な意味を持つものである。また一方では、和化漢文資料全体の中における種々の用字法の差異を指摘し、用字法の共通性・差異性に基づいて和化漢文資料相互の位置づけを行う上でも、有効な指標となると考えられる。

本稿では、平安時代後半期の和化漢文資料が、判定要求の疑問表現の助字の使用の実態から、「乎」「哉」を使用する資料と、「歟」

を主用する資料とに分かたれることを指摘する。このことを通して、和化漢文資料中に異なる用字が行われることの意味について考える方法の一つを提示してみたい。

一、和化漢文資料の判定要求における助字の使用差

I 助字使用の概観

本稿において問題とする判定要求は、ある命題が成立するかどうかを問う疑問表現の一形式である。⁽²⁾ 調査資料においては、以下に掲げた如く主として「乎・哉・耶・歟」四種の助字の使用が認められる。

「乎」字の使用

①同七年十二月中、僧清禪問老尼曰、若見異相乎、

(拾遺往生伝・卷下第三十話)

②長治元年春比、南筑紫半夜以前、呼童子云、夜明乎、

(高野山往生伝・第五話)

③令申博陸云、明日可參内候也、而休日行申文之例候乎、

(水左記・承暦元年九月二十九日)

「哉」の使用

④即鷹語龜云、吾飛行道、汝昆行道、進退每事然、能隨吾等言哉、

(注好選・下十ウ二)

⑤又曰、有微妙絃歌之聲、他人聞哉、(続本朝往生伝・第三十七話)

⑥早且自博陸被示云、忌月參詣神社之例侍哉、

(水左記・永保元年二月六日)

「耶」の使用

⑦至河岸逢史、問云、從此過童子耶、(注好選・上二十四ウ二)

⑧玄孫問曰、汝是鬼魅耶、(探要法花験記・下二十四才四)

⑨弟子是在俗也、萬事有憚、就中恣誦千手・尊勝等陀羅尼、爲有怖

耶、

(東山往來拾遺・第十六条)

「歎」の使用

⑩問云、古今父子共相傳文章者希歎、(水言鈔・二十一才)

⑪先日所召延喜例御覽了歎、(雲州往來・三十七才四)

⑫道榮來云、昨日雖可被立折雨奉幣使・・・今日又雖可候同被留歎

者、

(水左記・承暦四年五月十四日)

これら助字の使用数を各資料毎に使用率を付して表1に示す。概

観して気付くのは、「歎」字の使用が多く認められる資料と当該字の使用が少ない(或いは使用が認められない)資料とが存している点である。例えば注好選・探要法花験記・続本朝往生伝・拾遺往生伝・高野山往生伝においては「乎・哉・耶」各字が使用されるものの「歎」字は全く使用されない。

これに対して水言鈔・御堂閑白記・水左記・後一條師通記・永昌記では「歎」字が主として使用され、「乎・哉」字の使用は「歎」字に比して少なくなっている。また、大日本国法華経験記・雲州往來・高山寺本古往來・東山往來・平安遺文所収書状の各資料は、「歎」字を主用するとは言い難いものの当該字の使用が見られる点において、これらの資料に準ずるものと考えられる³⁾。

この差異は判定要求に「歎」字が使用されるか、或いは不使用であるかが判断の根拠となるものである。このことは「歎」字自体は認められるにも関わらず、これを判定要求に使用しない資料が存していることを確認することによつて一層明確となろう(表2参照)。

注好選・探要法花験記・続本朝往生伝・拾遺往生伝・高野山往生伝の各資料は、判定要求では「歎」字の使用が認められない。しかし疑惑表現に注目すると、用例数に多寡は存するもののそれぞれに「歎」字の使用が認められる。このことから、これらの和化漢文資料において「歎」字は、疑惑表現に使用される場合が多く、判定要求の用法は確実な用例を認め難いことが分かる。

表1 判定要求の疑問表現における助字の使用

資料名	判定要求使用の助字 用例数(使用度数%)
注好選	耶5 (62.5) 哉2 (25.0) 乎1 (12.5)
水言鈔	歎15 (78.9) 哉4 (22.1)
大日本国法華経験記	哉1 (50.0) 歎1 (50.0)
探要法花験記	乎1 (33.3) 哉1 (33.3) 耶1 (33.3)
続本朝往生伝	乎1 (50.0) 哉1 (50.0)
拾遺往生伝	哉10 (76.9) 乎3 (23.1)
高野山往生伝	乎1 (50.0) 耶1 (50.0)
雲州往来	歎12 (50.0) 乎7 (29.2) 哉5 (20.8)
高山寺本古往来	歎2 (100.0)
東山往来	乎6 (35.3) 耶6 (35.3) 哉3 (17.6) 歎2 (11.8)
平安遺文所収書狀	哉7 (50.0) 歎6 (42.9) 乎1 (7.1)
御堂関白記	歎5 (83.3) 哉1 (16.7)
水左記	歎60 (87.0) 哉6 (8.7) 乎3 (4.3)
後二條師通記	歎78 (75.7) 哉24 (23.3) 乎1 (1.0)
永昌記	歎35 (63.6) 哉19 (34.6) 乎1 (1.8)
合計	55

表2 和化漢文資料の疑問表現における「歎」字の使用

資料	用法
注好選	説要
水言鈔	選要
大日本国法華経験記	判要
探要法花験記	惑疑
続本朝往生伝	語反
拾遺往生伝	
高野山往生伝	
雲州往来	
高山寺本古往来	
東山往来	
平安遺文所収書狀	
御堂関白記	
水左記	
後二條師通記	
永昌記	

要説|| 説明要求
 要選|| 選択要求
 要判|| 判定要求
 疑惑|| 疑惑表現
 反語|| 反語表現

二、助字の意味・用法の差異

判定要求の疑問表現において、そこに使用される助字の種類に基づいて調査資料が大きく二類に分かたれる実態を確認した。次に、このような差異が認められる要因について、各助字の意味・用法の差異を記述することによって考えてみたい。

ここで、調査資料の疑問表現における助字の使用を概観すると以下の様になる。

乎	反語 130 (59.1)	説明要求 59 (26.8)	判定要求 26 (11.8)	その他 5 (2.3)
哉	反語 279 (53.3)	説明要求 153 (29.2)	判定要求 84 (16.0)	その他 8 (1.5)
耶	説明要求 26 (51.0)	判定要求 13 (25.5)	反語 11 (21.6)	その他 1 (1.9)
歟	疑惑 843 (76.4)	判定要求 216 (19.6)	選択要求 38 (3.4)	その他 7 (0.6)

「乎・哉」両字がその中心的用法として反語表現、またそれについて説明要求の用法を担っている。「耶」字は説明要求をその中心的用法としている。これに対して「歟」字は、疑惑表現を中心的用法として担っていることが分かる。「乎・哉・耶・歟」各字はいずれも判定要求において使用されるという共通の用法を有しつつも、その中心的な用法は異なっていることが分かる。この点をおさえた上で、以下具体的な意味・用法の違いを確認する。

1 依頼・勧誘表現

用例①は、聖人に法華の法施を行じてもらえるか否かを問うもの

である。判定要求の形式をとりながら、意味的には肯定の答を期待して問いかけるもので依頼表現につながるかと考えられる。同様に②③④も依頼の表現と見ることのできる例である。

また、用例⑤は、詩作の宴に御來訪頂けるか否かを問うものである。判定要求の形式を取りながら、相手を勧誘する表現につながるものである。⑥も同様と考えられる。これらの例は、いずれも表現形式としては判定要求の疑問表現となっている。しかし、相手の意向を問いつつも、心中では肯定の回答を期待している点で依頼・勧誘の表現と解する事が可能である。このように依頼・勧誘の表現と解することのできる判定要求の疑問表現における助字の使用を見ると下に示したようになる。用例数が僅少であることは否めないものの、「乎」「哉」両字が「歟」字に比してより多く使用されていることが確認されよう。

①答曰……聖人若廻大悲賜法花法施哉、

(探要法花驗記・下三才七)

②左兵衛佐可相訪學徒之由云々、貴殿若無御障令同道給哉、

(雲州往來・二十一ウ六)

③抑來廿日之比、可修小佛事侍可、然者擇物御助成候乎、

(雲州往來・五十六オ八)

④依如是論、未一定、仰貴房之説歟、

(東山往來拾遺・第五十二条)

⑤今日是臣下佳遊之期也、聊欲命詩篇、有御暇者被光儀哉、

(雲州往來・十七オ一)

⑥貴房早開卅二目、被臨卅馬庭乎如何々々、

(東山往來・第三十二条)

依頼の表現

勸誘の表現

探要法花驗記―「哉」1例

東山往來―「乎」1例

東山往來―「乎」1例・「歎」1例

雲州往來―「哉」1例

雲州往來―「乎」6例・「哉」1例

2 回答要求の表現の存在

「歎」字を使用する判定要求の文には、回答を要求する表現が併せて述べられる例の多いことが指摘できる。用例⑦は、爵級にあずかった慶びを先ず述べる可きか否かを尋ねるものである。心中に懐いている疑念を「〜歎」の文で「〜でしょうか」と問い、更に後に続けて「可賜教訓也」と教えを請うている。⑧⑨の例も「可被尋給也」「可被注給」といった文を置いて「お教え頂きたい」と念を押す表現が添えられていることが分かる。

また、「歎」字の判定要求の文は単独で現れる他、疑問詞を伴う説明要求の文と共に使用される場合が存する。用例⑩⑪⑫は、疑念に対して何らかの回答を話者が持つていて、その回答の成否の判定

を相手に求める表現となっている。その際に疑念となっている事について「〜はどのようなようにしたら良いでしょうか」と先ず説明要求の形で回答を求めている旨を示し、続いて自らの見解を提出し、その成否の判定を求めていると考えられる。

これら「回答を要求する文」は、「歎」字の判定要求の疑問表現に伴って多く認められる。

⑦黄紙詔、若有知音之者、載脂行輪可赴其所侍、但先可申爵賞慶歎、如此事可賜教訓也
(雲州往來・六十五オ七)

⑧但後朱雀院御時長曆三年八月廿八日中宮、「姫ノ子」崩、其年月御燈御祓被修歎如何、若故殿御記中被注置者可被尋給也者、

(水左記・承暦元年九月二日)

⑨又物詣問所給■■■■御馬可返上歎如何、御堂御時雖有如此事、其沙汰不分明、可被注給者、(水左記・承暦四年十月二十六日)

⑩今夜開白有牛車之宣旨、殿示下官曰、再申慶如何、只一度二被下宣旨定ニテ可在歎、
(水左記・承保二年十月二十七日)

⑪又可蒙大臣宣示之人被召之時前々何様哉、内堅歎如何者、
(水左記・承暦四年八月一日)

⑫而右大臣内大臣共稱有憚不被參、如何可候哉、上臈雖不被參可定申歎者、
(水左記・承暦四年閏八月五日)

先に、「乎・哉・耶・歎」各字の用法について、「乎・哉」両字

が反語表現、「歎」字が疑惑表現における使用が中心的事であること
を確認した。「回答の要求」という点に關わつて考えると、疑問表
現の形式における反語表現は、表現する事とは正反対の位置にある
回答を發話者が心中に用意した上で相手に問いかけるものである。
この点相手に対して回答を要求するという意図が強いと解し得る。
また説明要求は、疑問詞で表される疑問点について相手に説明を求
めるものであり、これも回答を要求する意図が認められよう。

これに対して、疑惑表現は、發話者や執筆者が自らの内心の疑惑
を表明する、もしくは断定を保留して不定のままに表出するもので
あり、この点から相手に対する回答要求の意図は弱いと考えられる。
以上が認められるならば、「乎」「哉」兩字は、回答要求
の意図が強い反語表現を中心的用法として担っている事から、同じ
く(肯定の)回答を期待する依頼・勧誘の表現に積極的に用いられ
ていると推察され、反対に疑惑を中心的用法として担う「歎」字は
回答要求の意図が弱い事から、依頼・勧誘の表現には用いられにく
いと考えられよう。また同様に、回答を要求する表現についても、
「歎」字の回答要求の意図の弱さを補うために添えられたものと理
解できる。

以上のことから、「歎」字を以て行われる判定要求の疑問表現は、
「乎・哉」兩字の場合に比して相手に対する回答の要求が弱いと考
えられる。「歎」字を多く使用する資料の判定要求においては、回

答を強く要求しない婉曲的な表現が好まれたのではないかという見
通しを立てることが可能であろう。

それでは、判定要求において「歎」字を主として用いる古記録を
中心とする資料群において、「乎・哉」(特に「哉」)字の使用が少
なからず認められるのはどのような理由によるのであろうか。統一
て、この点について考えることとする。

3 古記録における「哉」字の限定的使用

古記録において「哉」字をほぼ専用に用いる場合が存することを
指摘する。用例⑬⑭に見られるように疑問の助字「哉」と否定辞
「否」とを文末に合わせて使用し、「〜かどうか」と尋ねる判定要
求の疑問表現がある。ここでは「歎」字に比して「哉」字が多く用
いられる。

また、用例⑮は白馬の節会の陪席に關わる奏上があるか否かを外
記に問う場面で、ここに「哉」字が使用されている。⑯⑰も同様の
例であつて、外任の奏に際して奏上を問う会話において「〜哉、
〜哉」と「哉」字を使用する判定要求が見られる。この場合、「歎」
字の使用は管見の限りでは認められず、「哉」字を専用に使用して
いるようである。

○「〜哉否」の表現形式・・永昌記7例¹³

⑬ 先是宣下云、賀茂社火事問事、何様可被行哉、又齋王禊并祭可延引哉否、
(永昌記・嘉承二年四月十三日)

⑭ 殿下仰云、金神方忌哉否、
(永昌記・嘉承二年四月二十九日)

○ 儀式の会話を写した文における「哉」の使用・・・水左記1例
後二條師通記15例 江記13例

⑮ 此間令申代官世、外任奏候哉、申師平候由、

(後二條師通記・寛治二年正月七日)

⑯ 召大外記問諸司具否、上卿・參議・式司・兵等候哉、申候之由、
(後二條師通記・寛治七年十一月二十日)

⑰ 右府令召使召外記、々々雅仲跪候、右府被問曰、大舍候哉、候哉、二省候哉、敍列候哉、國栖候哉、雅仲每度申云、候、

(江記・寛治二年十一月二十一日)

以上、判定要求の疑問表現において「乎・哉」字と「歎」字とは意味・用法上の差異が存していること、またこれらの助字が同時に使用される古記録等の資料においては「哉」字に限定的使用が認められることが分かる。

三、判定要求の用字法と和化漢文資料のジャンルとの相関性

判定要求における助字の使用の差異に基づいて調査資料を分類し、ジャンルとの関わりを示すと以下の様になる。

○ 第一類—仏教説話・靈驗記・往生伝

注好選・大日本国法華経験記・探要法花験記・続本朝往生伝・拾遺往生伝・高野山往生伝

「乎・哉」字を使用し、「歎」字が使用されることはほとんどない。

○ 第二類—公家説話・公家日記・古往来

水言鈔・御堂関白記・水左記・後二條師通記・永昌記・雲州往来・高山寺本古往来・東山往来・平安遺文所収書状

「歎」字を主用し、「乎・哉」字の使用も認められる。

さて、先に「歎」字は①疑惑表現を中心的用法としており②相手に対する回答を要求する性格が弱い、という意味・用法上の帰納から、判定要求における「歎」字使用の理由について、婉曲的な表現が必要であるためとの想定を行った。では、どのような場合に婉曲表現が必要となるのであろうか。疑問表現の内実の検討を通じて、用字法との関わりを考えることとする。

1 判定要求の内実

先ず、第一類に見られる判定要求は、相手（回答者）自身の事または相手の行為や経験について尋ねるものが多い。

用例①は「お前は、か」と相手の正体を問うもの。以下②③④の例はそれぞれ、相手の行為・経験などを尋ねる表現である。また、⑤のように「夜が明けたか」と相手の眼前の状況を尋ねるものもある。これら第一類における判定要求では、概して相手の属性や行為・経験などについて発話者が判断した事に対して、相手に成否の判定を求める表現が多く存し、発話者の側が問題になる事は明確な例が見出せない。

これに対して、第二類に見られる判定要求は、第一類と同様の例も⑥のように存する。しかし全体としては学芸や有職故実に関する先例やあり方などを問うものが多い。用例⑦は学芸に関する故事を問うもの。⑧⑨⑩は政事の先例や慣例などが問題となっている。

またこの外に、発話者乃至発話者の関わる人・場における所為のあり方について問うものがある。用例⑪⑫がこれに当たる。

○第一の類に見られる判定要求

①客問云、眉間尺耶、

（注好選・上三十五ウ三）

②兒方來至、容顏美麗、尚殊尋常、謂母曰、能見吾形乎、

（拾遺往生伝・卷下第二十三話）

③法師語傍人云、香氣芬馥、人々聞之哉、

④菩薩曰、其餓鬼業報也、亦有苦思乎、

（拾遺往生伝・卷下第二十六話）

⑤長治元年春比、南筑紫半夜以前、呼童子云、夜明乎、

（探要法花験記・下二十九ウ六）

○第二の類に見られる判定要求

⑥被談云、日本紀被見哉、

（水言鈔・三十五ウ）

⑦匡衡序云、瑤池賦詩、往來於春宵之月、春宵事有所見哉、

（水言鈔・十三ウ）

⑧參博陸殿、令申博陸云、明日可參内候也、而休日行申文之例候乎、

（水左記・承暦元年九月二十九日）

⑨早日自博陸被示云、忌月參詣神社之例侍哉、

（水左記・永保元年二月六日）

⑩予令廣綱申博陸云、明日氏神御祭也、雖御忌日令向宇治給之事可有憚歎如何、

（水左記・承暦四年正月二日）

⑪申時許典藥頭雅忠朝臣入來、雖爲物忌相逢問云、熱氣内不食之物、其氣消散後食之、可有禁忌乎如何、

（水左記・承暦元年八月四日）

⑫令申陸博云、今日高麗國申醫師事可令定申也、而右大臣内大臣共稱有憚不被參、如何可候哉、上臈雖不被參可定申歎者、

（水左記・承暦四年閏八月五日）

以上、第一及び第二類の判定要求の内容を検討した結果、第一類

は「相手（回答者）自身の事または相手の行為や経験について問うもの」が中心となっており、第二の類では「学芸や有職故実に関する先例やあり方などについて問うもの」「発話者乃至発話者の関わる人・場における所為のあり方を問うもの」が中心となることが分かった。

一・二の類の判定要求の内容の最大の違いは、「質問の内容が発話者の所為に関わるか否か」という点であろう。この「自らの所為のあり方の判断を相手に仰ぐ」という質問の多さが、解答を強く要求する表現を用いない要因の一つとなっているように考えられる。

2 各ジャンルの表記主体と疑問表現の発話者との関わり

続いて、各ジャンルの表記主体と疑問表現の発話者との関わりについて考える。この場合の疑問表現の発話者とは、疑問表現を発する人物を指し、説話・靈験記・往生伝・日記などにおいては登場人物、古往來においては消息の執筆者がそれに当たる。

第一類においては、表記主体は疑問表現の発話者と直接的な関係はない。疑問表現を發するのは「話」の中の人物である。用例⑬の発話者は前阿波守高階章行の母である。表記主体である三善為康はこの会話を話の場面の一部として書いているのであって、自身は会話場面との直接的なつながりは無い。

第二類においては、表記主体は疑問表現の発話者と同一であるこ

とがある。表記主体が発話者にならない場合であっても、表記主体は「回答者」となっている場合がほとんどである。用例⑭は表記主体である藤原実兼が発話者、⑮は陰陽師道言が発話者であって表記主体である源俊房は回答者となっている。公家日記は自分が体験した事を記すもの、水言鈔は大江匡房の言談を藤原実兼が筆録したものであって、会話の場には表記主体自身が参加しており、表記主体と発話者とが一致する事になる。

○第一の類

⑬ 即告傍人曰、北西方有音樂、又有熏香、其音其香、世間無比、汝等聽此音哉、聞此氣哉、
（拾遺往生伝・卷中第三十話）

○第二の類

⑭ 匡衡序云、瑤池賦詩、往來於春宵之月、春宵事有所見哉、
（水言鈔・十三ウ）

⑮ 明日欲遂之處陰陽師道言云、依當禪事雖無御灌佛、尚於社頭召魚事可有憚歎如何者、
（水左記・承暦四年四月七日）

このように見ると、「歎」字の使用に違いのある第一類と第二類との間では、表記主体と発話者との関係が異なっていることが認められよう。判定要求の内実・表記主体と発話者との関係の二つの観点から「歎」字が特に第二類において使用される理由が窺えるよう

に思う。この点を更に確認するために、同一の表記主体がジャンルの異なる文章を書いている場合について、判定要求の助字使用の比較を行うこととする。

3 江記に見る判定要求の疑問表現

— 続本朝往生伝との比較から —

表3に掲げた江記と続本朝往生伝とは共に大江匡房の著作であつて、前者は目次記、後者が往生伝と同一の表記主体が異なるジャンルの文章を書いた場合の例として取り立てたものである。

この二資料における判定要求の助字の使用を見ると、江記では「歎」字の使用率が五七・八%と高くなっているのに対して、続本朝往生伝では「歎」字の使用が高いとは認めがたい様相を示している。もつとも続本朝往生伝の判定要求は全部で二例と、比較に供す

表3 * () 内の数値は判定要求における各助字の使用率

資料	用法		助字
	判定要求	疑惑	
江記	8 (6.3)	4	乎
	46 (35.9)	—	哉
続本朝往生伝	1 (50.0)	74 (57.8)	歎
	—	—	疑惑

るに足る用例数を満たしているとは言いがたい。しかし、先の表1の往生伝の調査結果と比較すると、当該資料の用字法はその範囲から逸脱するものではないことが分かる。

このことから、判定要求の助字の使用の差異は、ジャンルの特性と密接な関わりを持つことが確認されよう。

むすび

和化漢文資料の判定要求の疑問表現において、「乎」「哉」両字を使用する資料と「歎」字を主用する資料とが存していることについて考察を行った。その結果助字の使用の問題として、以下の点が明らかとなった。

①第一類(仏教説話・靈験記・往生伝)では、判定要求の疑問表現に「乎」「哉」「耶」字を使用する。「歎」字の使用は疑惑表現に限られる。

②第二類(公家説話・公家日記・古往来)では、判定要求の疑問表現に「歎」字を主用する。「乎」「哉」字の使用も認められる。ただし、「哉」字は、「レ哉否」の表現形式・外任奏など特定の場における会話の表記に限定的に使用されることが多い。

また、これらの差異を支える要因の一つとして、「歎」字と「乎」「哉」両字との「中心的用法の違い」及び「回答の要求性の違い」が考えられ、会話において相手(回答者)に回答を強く要求するこ

とを避ける婉曲的な表現を行う資料において「歎」字が多く認められるということが分かった。

さて、疑惑表現を中心に使用の認められる「歎」字は、古記録に特徴的なものであることは夙に明らかにされているところである。今回の考察では、古記録以外の和化漢文資料にも考察を広げた結果、古記録類とは異なった助字の使用を行う資料があることが明らかとなった。判定要求の疑問表現における「歎」字の使用を見ると、往生伝は「歎」字を疑惑表現に使用し、古記録類に近い様相を見せつつも、判定要求ではこれを使用してはならず、説話類に近い用字法となっていることが分かる。このことは和化漢文資料の用字法の分類を考える上で、一つの指標となる可能性がある。事実を用字法に限っても、種々の様相を重ねることで、一つの資料と他の資料との関わり、延いては和化漢文資料全体を体系的に記述することが可能になると考える。

注

(1) 峰岸明「平安時代記録資料における疑問助字の用法について―「歎」字の用法を中心に―」(『国語学』七二、一九六七年二月)

(2) この「判定要求」は同じく文末に疑問表現を以て行うところの「疑惑」表現と表現形式が全く同じであることから明確に判断し難い場合が存在する。本稿では、判定要求と疑惑表現とを分類するに際して以下のような基準を設けた。

1 問いかけの表現の有無

①問云、古今父子共相傳文章者希歟、

(水言抄・二十一才)

②道圓釋曰、西方往生之相也、十五日以後稱農月、若十四日可遷化歟、

(統本朝往生伝・第二十七話)

会聖聖文を導く形式として「問」等疑問を表す表現が存している場合①は判定要求、「曰」等疑問の意が認められない場合②には疑惑表現と見なした。

2 回答の有無

③時張救悲插云、我母存生之時爲我有遺財耶、家人云、有一畫扇、

(注好遊・上二十一才)

④申云、供養今年難候歟、若明三月許可候、石清水毎年行幸巳三月也、

(水左記・承暦四年十一月二十四日)

疑問表現の後にそれに対する回答が存しているかということが問題となる。③では直接問いかけを表す形式が会話を導く訳ではない。しかし、後に「家人云」と回答が述べられることからこれを判定要求の疑問表現と見なすことが可能である。これに対して④では「申云、供養今年難候歟」以下には回答の文が存してはならず、単に疑惑を表明したに過ぎない疑惑の表現であると考えられる。

(3) 「歎」字の使用が認められるという点のみから、このような判断を下すことは避けなければならない。ここでは当該字が僅少ではあるものの判定要求において使用されることから、とりあえずこのように考えておくこととした。後の考察の結果をフィードバックして再度資料の位置付けを行う必要がある。

(4) 長保から元暦にわたる二七四状について調査を行った。

(5) 調査資料に見られる疑問表現を、説明要求・選択要求・判定要求・疑惑表現・反語表現に分ち、助字の使用数を計上した。この中、使用数の

多い上位三つの用法を取り立てた。(一)内の数値は疑問表現の各用法における助字の使用度数を百分率で示したものである。

- (6) 「耶」の使用については、資料によつて当該字を使用するものとしなものとがある。(拙稿「平安時代後半期の和化漢文資料における疑問助字の用法―表記主体の社会的属性の違いに関わる用字法の差異について―」、『国文学』一九九八年三月)よつてこの助字を直接比較に供することはできない。ここでは「耶」を使用する資料における実態を示し、説明要求を主たる用法としていることを確認することに止める。

- (7) 調査資料において、明確に依頼・勧誘の表現と認められることのできる全体を示した。

- (8) 今回対象とした調査資料では、拾遺往生伝に「哉否」が六例、水左記に「乎否」が一例認められる。またその他、

左経記 〓哉否 15例 〓歎否 3例 〓哉不 2例
春記 〓哉否 8例

帥記 〓哉否 1例 〓歎否 2例
の如く、当該表現は古記録に散見する。「歎」字の使用も存するものの、全体としては「哉」字の使用が優勢と認められよう。

- (9) 「ジャンル」という用語については、「文章を類型化したもので、特にその表現内容に基づいた分類をさす」と規定し、使用している。

- (10) 大日本国法華経験記は、先の分類においては第二類に準ずるものとした。しかし、当該資料は判定要求の全用例数が「哉・歎」両字合わせて二例と僅少であること、「歎」字の疑惑表現における使用が多く判定要求における使用の少ないことから、仏教説話・靈験記・往生伝の類と類似の傾向に分類されるべきものように思われる。

- (11) 古往来は古記録とは異なり、「歎」字主用に偏つてはいないことには注意を要する。消息と記録との差異という観点から更に詳しい分析が必要と考え

る。また古往来の中、東山往来は「歎」字主用とは言い難い様相を呈している。しかし、今回は僅少ではあるものの「歎」字の使用が認められることから第二類に分類した。今後、個々の資料の性格の違いを考え、古往来内部において更に分類を試みる必要がある。この点に関して、東山往来が他の古往来とは異なった用字法を行う場合があることを指摘できる(注6・9)。

〔調査文献〕

- 注好選(『古代説話集注好選(原本影印并釈文)』) ○水言抄(『醍醐寺蔵水言抄』) ○古典保存会(『大日本国法華経験記(大日本国法華経験記校本・索引と研究)』) ○探要法花験記(『醍醐寺蔵探要法花験記』) ○続本朝往生伝(『平安朝往生伝集』) ○豊陵部(『拾遺往生伝・高野山往生伝(日本思想大系)』) ○法華験記(『雲州往来(雲州往来享禄本研究と総索引)』) ○東山往来(『日本教科書大系往来編』) 第一巻古往来(二) ○高山寺本古往来(高山寺資料叢書第二冊「高山寺本古往来 表白集」) ○平安遺文所収書状(『平安遺文』) ○御堂閔白記(『陽明文庫蔵本御堂閔白記自筆本総索引』) ○水左記・永昌記(『増補史料大成「水左記永昌記」』) ○後二條師通記(『大日本古記録』) 後二條師通記(上中下) ○江記(『江記逸文集成』)

用例の引用に当たっては、[△]嚮に直接関係しない場合、用例に附された註点はこれを省略した。また、理解の便に資するため私に読点を補っている。

〔付記〕本稿は、国語学会中国四国支部第四十四回大会(平成十年十一月十四日、於山口大学)における口頭発表に基づきまとめたものである。席上またはその他の機会に、多くの先生方から貴重な御意見・御助言を賜った。ここに記して厚く御礼申し上げる。

——いそがい・じゅんいち、本学大学院博士課程後期在学——